

国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案 新旧対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

		改正案		現行	
法律	事務	法律	事務	法律	事務
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律（平成二十六年法律第 号）	第九条、第十条第一項及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）〔附則第五条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>(専門委員)</p> <p>第十二条の三 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）及び国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律（平成二十六年法律第三号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十 〔略〕</p> <p>二十一 国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律第三条第一項に規定する弔慰金に関すること。</p> <p>二十二 〔略〕</p> <p>二十三 〔略〕</p>	<p>(専門委員)</p> <p>第十二条の三 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(長官官房の所掌事務)</p> <p>第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二十一 〔同上〕</p> <p>二十二 〔同上〕</p>

二十四 〔略〕

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一〇十一 〔略〕

十二 第二十一条第二十一号に規定する弔慰金に関する事務の処理に要する経費

2・3 〔略〕

二十三 〔同上〕

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一〇十一 〔同上〕

〔新設〕

2・3 〔同上〕

○地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）〔附則第七条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法等の一部改正）</p> <p>第三十五条 次に掲げる法律の規定中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。</p> <p>一〇九 〔略〕</p> <p>十 国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律</p> <p>（平成二十六年法律第 号）第十八条</p>	<p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法等の一部改正）</p> <p>第三十五条 次に掲げる法律の規定中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。</p> <p>一〇九 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）〔附則第八条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第一節・第二節〔略〕</p> <p>第三節 国家公安委員会関係（第十四条―第十九条の二）</p> <p>第四節・第五節〔略〕</p> <p>第四章〱第十四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律の一部改正）</p> <p>第十九条の二 国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律（平成二十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条中「第二百五十五条の二の」を「第二百五十五条の二第一項の」に、「第二百五十五条の二第一号」を「第二百五十五条の二第二項第一号」に改め、「又は不作為」を削る。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔同上〕</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第一節・第二節〔同上〕</p> <p>第三節 国家公安委員会関係（第十四条―第十九条）</p> <p>第四節・第五節〔同上〕</p> <p>第四章〱第十四章〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p>

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四節 金融庁関係

〔略〕